

高速道路料金不払い運動を助長した

田中健議員に対する問責決議

田中健議員は、高速道路料金不払い運動を進める「フリーウェイクラブ」の会長らと共謀し、会員に高速道路料金を支払わずに通行させた疑いにより、滋賀県警察本部に11月15日逮捕された。

高速道路料金の不払いは、道路整備特別措置法に違反する行為であり、法令等は、国民が守るべき規範である。まして、多くの有権者から信託を受けた公職にある議員は、日本国憲法を始め各種法令を遵守すべき立場であることは言うまでもない。にもかかわらず、違法行為を助長する団体の副会長として、料金の不払いを勧めた行為は、議員としてあるまじき行為であり、言語道断である。

今回、田中健議員の逮捕は、区民のみならず、広く一般の方々に江戸川区議会の品位に疑念を与え、区議会の名誉が大きく傷つけられた。このような事態に陥ったのは、田中健議員の議会人として常軌を逸する行動に原因があり、責任の重大さを十二分に受け止めるべきである。

よって、田中健議員においては、区民に対し、議員辞職も視野に入れた猛省をするよう、江戸川区議会の総意をもって、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 18 年 12 月 12 日

江戸川区議会